

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時5歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し、平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、申立人母子に対し、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円及び同3万円の増額分）が賠償された上、申立人ら家族全員に対し、家族の別離を理由とする増額分（同月分まで月額合計3万円）、平成27年3月分までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

（1）生活費増加費用（水道光熱費）

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

（2）日常生活阻害慰謝料（増額分含む）

自 平成23年4月1日 至 平成26年3月31日

（3）本件和解仲介手続きにかかる弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目についての和解金として、金781万7700円の支払義務のあることを認める。

【内訳】

（1）生活費増加費用（水道光熱費） 6万0000円

（2）日常生活阻害慰謝料（増額分含む） 753万0000円

（3）本件和解仲介手続きにかかる弁護士費用 22万7700円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月25日

（仲介委員 布施謙吉）